



国土交通省
平成27年12月21日

大臣官房会計課

平成28年度予算大臣折衝について

本で行われました平成28年度予算大臣折衝の結果について
お知らせします。

【お問い合わせ先】

水管理・国土保全局

治水課 企画専門官 青野 代表 03-5253-8111 (内線 35514)
直通 03-5253-8452
FAX 03-5253-1604

平成28年度予算
大臣折衝結果

平成27年12月21日
国土交通省

平成27年12月21日
国土交通省

平成28年度予算大臣折衝の結果

○激甚な水害が発生した地域において集中的に実施
する災害対策の推進

認められた。

激甚な水害が発生した地域において集中的に実施する災害対策の推進

- 激甚な水害の発生により、人命被害や国民生活に大きな支障が生じた地域において、安全・安心を確保し、社会経済の活力を維持・増進していくため、集中的に防災・減災対策を実施することが必要。
- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生するなど、近年激甚な水害が各地で発生。
- このため、鬼怒川を始めとする近年激甚な水害が発生した河川において、再度災害防止対策を緊急的・集中的に推進するため、河川激甚災害対策特別緊急事業（平成27年度予算：96億円）について、増額を要求。
- 折衝の結果、財務大臣より、要求どおり認められることとなった。

激甚な水害が発生した地域において集中的に実施する災害対策の推進

平成27年9月関東・東北豪雨により、鬼怒川で堤防が決壊するなど激甚な水害が発生したことから、鬼怒川を始めとする近年激甚な水害が発生した河川について、緊急的・集中的に河川激甚災害対策特別緊急事業を推進する。

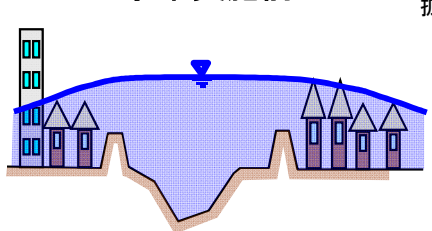
河川激甚災害対策特別緊急事業の概要

洪水等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5年間を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図る事業

【採択基準等】

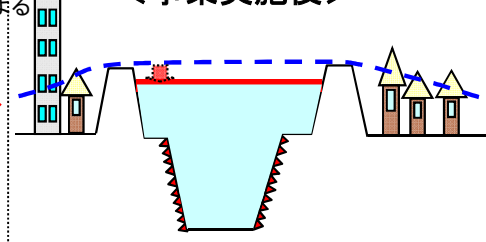
- ・概ね5年間で緊急的に改修工事を実施。
 - ・全体事業費は10億円以上、かつ、一般被害総額に相当する額を上限以下のいずれかの項目に該当するもの
 1. 流出または全壊家屋数50戸(25戸)以上、
 2. または浸水家屋数が2,000戸(1,000戸)以上
- ※()書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

<事業実施前>



拡幅・築堤による改良工事

<事業実施後>



【鬼怒川(茨城県)】

平成27年9月関東・東北豪雨では、記録的な大雨により鬼怒川の堤防が決壊し、鬼怒川下流域で約8,800戸の住戸被害が発生するなど、激甚な水害が発生。 ※住戸被害数は12/14現在



河川改修を緊急的・集中的に実施することにより、水害の発生による再度災害を防止し、地域の安全・安心を早期に確保する。

